

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
1	道路総務課	<p>放置自転車対策について</p> <p>市内の放置自転車台数は減少しており、放置自転車対策が一定の効果を出しているといえるものの、一部鉄道駅周辺等には依然として放置自転車が見られることから、さらなる放置自転車対策が望まれる。</p>	対応済	<p>鉄道駅周辺を中心に多くの放置自転車が発生していたが、駐輪場整備や放置自転車撤去などの対策により、市内の放置自転車台数は大幅に減少した。最も多く放置自転車が発生する姫路駅北エリアにおいて定期的に実施している放置自転車台数の定点調査によると、平成25年に1,545台観測された放置自転車が5年後の平成30年には402台、令和元年には274台となった。その他の駅周辺においても同様の傾向が見られ、市内全31駅（平成27年当時は30駅）における放置自転車台数調査の結果も、平成27年の1,274台から令和元年は490台と減少している。</p> <p>しかし、監査意見の通り、一部の駅周辺等には台数が減ったものの依然として放置自転車が見られる。さらなる放置自転車削減のため、駐輪環境の維持改善、自転車等放置禁止区域の見直し、同区域内を中心とした警告・撤去の強化を進めていくほか、学校等を通じ若年層に駐輪マナー向上を訴えるなど、自転車利用者への啓発活動も実施する。</p> <p>また、令和2年度に、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に基づく『姫路市自転車等駐車対策協議会』を発足予定であり、同協議会において、今後の公営駐輪場のあり方の検討等を進める。</p>	R2.5.15

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
2	道路総務課	<p>大手前地下駐車場について</p> <p>周辺環境の変化により大手前地下駐車場の利用者が大幅に減少し、事業見込みと現状に大きな隔たりが生じている。これにより、運営している指定管理者の経営を圧迫しており、指定管理者制度による運営の継続が懸念される。姫路市としては、利用者増加に資する対策を講じること、また次の指定管理者の選定に当たっては、過去の利用実績から、駐車場サービス、駐車場維持コスト、将来予測について十分な検討を行ったうえ、安定的な運営の確保を前提とした事業計画の見直しを検討することが望まれる。</p>	対応済	<p>令和元年度は、指定管理者と利用者の増加に向けた方策について協議を行い、令和元年7月1日から令和元年12月末まで、利用料金を周辺駐車場と同程度まで減額する社会実験（営業時間外である午後11時から翌7時までの料金600円→200円、24時間あたりの最大料金1,500円→800円）を実施し、利用台数が増加するなど利用料金変更の効果が示されたことから、令和2年1月から本格実施した。</p> <p>その結果、社会実験実施後の状況は、平成30年度の同時期と比較し、利用台数は117パーセント、現金・クレジット収入は107パーセントの増加を実現した。</p> <p>今後も、当該駐車場を取り巻く状況を注視しつつ、「中心市街地における道路交通の円滑化と都市機能の充実」という当該駐車場の設置目的を果たすため、指定管理者の運営状況を適宜把握するとともに、指定管理者の安定的な運営を確保するため、市として適切に対応する。</p>	R2.5.15
3	道路管理課	<p>津田歩道橋損傷に係る加害者に対する費用負担請求について</p> <p>平成30年度決算において「津田歩道橋損傷に係る費用負担」として調定額18,222千円が諸収入に計上され、うち18,182千円が収入未済額となっている。加害者に対する現在の回収額は月1万円ずつで、このままでは全額の回収は現実的ではない。加害者の資力調査も十分では無く、早急な調査を実施したうえで財産の差押えなど積極的な回収努力を行うことが望まれる。</p>	対応済	<p>資産調査を行った結果、差押え可能な資産はなかった。今後も相手方への納付指導を継続して行う。</p>	R3.11.12

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
4	道路管理課	占用料の入金管理について（入金管理システムの入力漏れ）	対応済	納入日及び調定日について、未入力の場合に、「エラーメッセージ」を表示するようにしている。	R3.11.12
		占用料の入金管理システム上の納入日や調定日について入力漏れが散見された。正確な入金記録と徴収漏れチェックについて、管理の改善が望まれる。			
5	道路管理課	占用料の入金管理について（減免期間経過後の請求遅れ）	対応済	覚書等で占用料を免除しているものについては、「覚書等による道路占用料の条件付き減免措置一覧」を新たに作成し、徴収漏れが発生しないよう管理していく。また、事務引継ぎにおいても注意事項として引継ぎを適切に行う。	R2.5.15
		占用料の免除期間の経過後、1年3か月以上占用料の徴収をしていないものがあった。占用料は、姫路市の重要な財源であり、徴収漏れが発生すれば姫路市の経済的損失となるため、適切な管理方法を検討することが望まれる。			
6	道路管理課	街路樹アダプト団体の活動状況の把握について	対応予定	ボランティア活動の趣旨に鑑み、自主的な活動であることを考慮しながら、活動報告の方法や内容を研究していく。	R2.5.15
		街路樹に係る清掃等のボランティア活動を行うアダプト団体には、清掃用具の提供又は貸与等の支援を行っているが、定期的な活動報告が求められておらず作業人数など実際の活動状況が把握されていない。活動報告書の提出などを求めることが望まれる。			
7	道路管理課	道路モニュメントについて（台帳の記載事項の不備）	対応済	美術品を特定する情報を調査し、モニュメント管理台帳を修正した。	R3.11.12
		モニュメントの管理台帳について、美術品を特定するための情報の記載が十分ではないので整備することが望まれる。			
8	道路管理課	道路モニュメントについて（保険未加入のモニュメント）	対応済	検討した結果、損傷等の影響が考えられる箇所は保険加入しているため、現状のままとする。	R3.11.12
		保険未加入のモニュメントについても保険への加入検討が望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
9	道路管理課	JR網干駅南広場の長期賃貸借契約について	対応済	賃料減額については、交渉の結果、前回から▲4.8%の減額で合意することができた。引き続き相手方と交渉を行っていく。	R3.11.12
		昭和51年以来、長期に渡る賃借土地について、今後も継続して買取り又は賃料減額に向けた交渉に努めることが望まれる。			
10	道路管理課	委託契約の指名競争入札における問題点	対応済	除草業務に対して指名業者を追加し、見直しを実施した。	R3.11.12
		委託契約の指名競争入札について、予定価格に対する落札価格(落札率)が非常に高く、指名業者も固定化している。競争性の確保について検討が望まれる。			
11	道路保全課	身分証票交付簿について	対応済	立入身分証明書については、現在の立入身分証明書管理簿について不足する指摘のあった記載項目を加え、交付のみならず返納処理についても記載し、押印するように改善した。	R2.5.15
		道路監理員の身分証票を管理する立入身分証明書管理簿の記載項目及び記帳方法の一部については、改善を検討することが望まれる。			
12	道路保全課	定期パトロールについて	対応済	道路パトロールカーでは確認の出来ない部分について、徒歩による定期パトロールを実施する。	R2.5.15
		道路の通常パトロール等に加え、定期パトロール(年に1回程度徒歩でパトロールすること)の実施を検討することが望まれる。			
13	道路保全課	夜間パトロールについて	対応済	夜間パトロールの措置状況について、パトロール日誌を作成し報告することとした。	R2.5.15
		夜間パトロールの措置状況を記録するパトロール日誌が作成されていない。夜間パトロールの記録及び報告の方法について改善を検討することが望まれる。			
14	道路保全課	異常気象時等パトロールについて	対応済	異常気象時等のパトロール日誌について、実施した内容が事後に明確に確認できるよう書面を改めた。	R2.5.15
		異常気象時等パトロールを行った路線や取り扱った事項の内容などを記録するパトロール日誌の作成が望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
15	道路保全課	休日パトロールについて	対応済	長期間に渡る連休の時期における道路のパトロールの実施については、包括外部監査の意見を反映させ、実施要領に記載した。	R2.5.15
		ゴールデンウィークなど長期間に渡る連休の時期において、道路のパトロールを実施するか否かの判断基準を姫路市道路パトロール実施要領に定めておくことが望まれる。			
16	道路保全課	備品台帳の記載方法について	対応済	指摘の内容について、備品台帳に記載されていた異なった名称を同一の名称に訂正した。	R2.5.15
		保有するトラックが2台とも同じ小型貨物自動車であることから、備品台帳に記載されている異なる品名を同じ品名に訂正することが望まれる。			
17	道路保全課	私道舗装補助審査会の議事録について	対応済	姫路市私道舗装補助金交付要綱に定められた私道舗装補助審査会においては、私道舗装補助事業そのものが、同事業発足当時に比べて申請件数や予算措置額の減少により形骸化しており、私道舗装補助審査会の在り方についても、その必要性を見直さざるを得ない状況となっている。 そこで、この度の包括外部監査の意見を踏まえたうえで、上記理由により同補助金交付要綱を見直し、同時に私道舗装補助審査会についても廃止することとし、同会の関係する条項部分を削除することとした。	R2.5.15
		私道舗装補助審査会の議事録を作成し決裁書に添付することが望まれる。			
18	道路保全課	地元要望への対応について	対応済	地元自治会から提出された要望書は、「古いものから」を基準としながら、緊急性や他工事との関連性を考慮した上で対応を行っている。 今後は、第三者から見ても優先処理の判断が妥当か検証できるよう、緊急要望に対しては緊急を要する理由を記載することとした。	R2.5.15
		地元要望に対する優先順位の基準について、現状の運用に差し支えない程度のルールを定め、優先処理の理由が分かるように記録することが望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
19	道路保全課	処理係への依頼伝票の起票者名について 補修等の依頼をかける場合に用いる「処理係への依頼伝票」について、災害対応に係る二次対応の際は、起票者が分からない。起票者名が分かる方法で記載することが望まれる。	対応済	災害時における二次対応については、本部から、防災情報システム又は電話を通じて処理依頼を受けるが、受付者については、危機管理室と調整し、防災システムの受付を二次対応の受付者とし、直接電話にて依頼を受けた際も、防災情報システムから受付者を確認できるように、同システムへの入力を実際に行い、受付者の確認を行うようにする。	R4.3.8
20	道路保全課	車両の稼働状況について 稼働日数が低い車両については、レンタル等の選択肢を検討することが望まれる。	対応済	稼働日数の低い車両は、償却年数を念頭に、その必要性を十分に考慮したうえで、保有台数の調整やレンタル等に段階を経て移行する。	R2.5.15
21	道路保全課	業務委託契約書における仕様書の不備について 建設機械回送業務委託契約について、契約書に仕様書の添付がなかった。契約書の形式的な面について注意することが望まれる。	対応済	指摘の内容を踏まえ、業務委託契約については、契約書への仕様書の添付は必須とし、形式を統一した。	R2.5.15
22	道路保全課	工事契約の変更について 競争入札により契約した工事契約の変更件数が非常に多い。変更契約が常態化してしまうと、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。	対応済	今後は、調査・設計に要する費用と工事費のバランス、費用対効果を考慮しつつ、設計時における事前調査や近隣住民へのヒアリングを十分に当初計画に反映させることで契約の変更件数の縮減に努める。	R2.5.15
23	道路保全課	契約変更により契約金額が1千万円以上となる工事等について 当初の予定価格が1,000万円未満の指名競争入札による契約で、契約変更により1,000万円以上となる場合においては、一般競争入札を意図的に回避するためにはなかったことを明らかにするために、事後的な確認ができるようにしていることが望ましい。	対応済	当初の予定価格が1,000万円未満の指名競争入札による契約で、契約変更により1,000万円以上となる場合においては、設計変更の時点が契約後にならざるを得なかった事由を変更理由書に詳細に記載することとした。	R2.5.15

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
24	道路保全課	工事契約における施工区域ごとの業者の決定について	対応済	舗装補修及び改良工事における単価契約については、施工区域を東部と西部に分けており、施工区域の決定にあたっては、施工業者（2者）双方との協議内容を明確にするため協議書及び議事録を作成する。	R2.5.15
		単価契約による舗装補修工事の入札において、落札業者（2者）の施工区域を決定した記録がなかった。落札業者の区域決定について協議をした内容を示す客観的な資料を作成しておくことが望まれる。			
25	道路保全課	指名停止を受けた単価契約工事の契約相手方への対応について	対応済	施工区域を分けた舗装補修及び改良工事において、契約の相手方に不測の事態が生じた際に、他の施工区域の業者に施工の指示を行う必要がある場合は、その不測の事態の理由及び他の業者への指示に至るまでの経緯について書面にて記録し、適切な処理を行う。	R2.5.15
		施工区域を分けた単価契約による舗装補修工事において、指名停止を受けた契約の相手方に代えて施工指示をする他工区の業者については、透明性の観点からその選定の理由や過程を書面に記録するなどして、権限のある役職者の決裁を受けるようにすることが望まれる。			
26	道路保全課	業務委託契約の指名競争入札における問題点	対応済	指名業者の選定における、これまでの選定方法を見直し、新規業者が参入できるよう条件を緩和した。	R2.5.15
		業務委託契約における指名競争入札の業者選定状況を見ると、同一の業者で固定され、新規参入などによる変動がほとんど見られない。競争を機能させる仕組みの検討が望まれる。			
27	道路保全課	工事に係る予算の管理について	対応済	道路維持費と道路舗装事業費については、予算要求時において土木工事と舗装工事の予算額を見極めることが容易ではなく、また、年度途中で緊急の工事を要する場合もあることから、各予算に不足が生じてしまうのが現状である。今後については、適切に工事内容の実態を反映した目・事業区分での発注・支出を行う。	R2.5.15
		道路維持費と道路舗装事業費の科目等の適用について、土木工事と舗装工事が混在する工事形態の場合で予算に不足が生じた状況においても、できる限り工事の内容の実態を反映した目・事業区分で発注・支出を行うことが望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
28	道路保全課	予算の事業区分について（業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について）	対応済	令和3年度予算から指摘のあった事業区分については事業名を変更し、また、工事についても実態に即したものとなるよう予算編成を行った。	R3.11.12
		業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。			
29	道路保全課	予算の事業区分について（予算の事業区分の名称について）	対応済	令和3年度から実態に即し、事業名を変更した。	R3.11.12
		現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。			
30	長寿命化推進課	花の北横断歩道橋について（「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」との適合性について）	対応予定	花の北横断歩道橋の管理部署と連携して現在の利用状況等を確認し、姫路市が管理する必要性について検討する予定である。	R2.5.15
		花の北横断歩道橋の利用形態は架設当初と異なっており、現在、歩道橋の便益を享受しているのは民間企業のみとなっている。「姫路市横断歩道橋長寿命化修繕計画」は、市民の安全を最少のコストで確保する目的で計画されているものであるから、あらためて利用状況を確認したうえで、今後発生する維持・管理費用と撤去にかかる費用を比較検討することが望まれる。			
31	長寿命化推進課	倉庫の実地調査の結果について（倉庫内のカーブミラー等の受払い管理について）	対応済	カーブミラーの使用日及び使用数量並びに残数量を記録する台帳を作成した。	R2.5.15
		倉庫内のカーブミラー等の受払い管理に不備があった。数量の管理が的確にできるような管理体制を構築することが望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
32	長寿命化推進課	<p>倉庫の実地調査の結果について（消耗品等の発注管理について）</p> <p>整備・補修用部品について受払いの状況等を帳簿に記録するなどして適時かつ的確に在庫状況を把握し、工事等の進捗に対応した発注管理ができるようにすることが望まれる。</p>	対応済	受払い状況が確認できる帳簿を作成した。 また、部材の在庫状況の確認については、長寿命化推進課の担当職員が月初めに倉庫内の確認を行うように改善した。	R2.5.15
33	長寿命化推進課	<p>倉庫の実地調査の結果について（現場から回収した中古部品等の管理について）</p> <p>現場から回収した中古のカーブミラーについては数量管理ができていない。帳簿等による受払管理をすることが望まれる。また、再利用の可能性を検討したうえで、適切な在庫管理をすることが望まれる。</p>	対応済	中古のカーブミラーの使用日及び使用数量並びに残数量を記録する台帳を作成した。 また、再利用の可能性を検討した結果、利用不能カーブミラーの処分を行った。	R2.5.15
34	長寿命化推進課	<p>倉庫の実地調査の結果について（交通安全施設の設置や修繕等に必要な部材等の管理主体について）</p> <p>交通安全施設の設置や修繕等は長寿命化推進課の所管であるが、現場業務は、道路保全課の職員が兼務している。このことから、部材の保管や使用状況の管理はどちらの課が主体となっているか現状、明確ではない。管理は長寿命化推進課が行うべきであり、部材の在庫に関して主体的に管理を行い、現場において業務を行う道路保全課と情報共有できるような管理体制の構築を検討することが望まれる。</p>	対応済	部材の保管や使用状況の確認については、長寿命化推進課の担当職員が月初めに倉庫内の確認を行うこととした。 また、月初めの倉庫確認時に道路保全課職員に購入が必要な部材が無いか調整を行い、情報共有できるように管理体制を見直した。	R2.5.15
35	長寿命化推進課	<p>「姫路市橋梁長寿命化修繕計画」による定期点検について</p> <p>平成29年3月に発生した橋梁側面剥落事故の調査や分岐の結果を定期点検内容にフィードバックすることなど現況を踏まえた対応を検討することが望まれる。</p>	対応済	定期点検の委託業者と事故の調査結果を共有するとともに、より正確な点検について指導し、以降の点検業者に引き継ぐことにした。 また、第三者被害の可能性のある橋梁については、点検回数を増やし、損傷の早期発見に努める。	R2.5.15

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
36	北部道路事務所	<p>要望書への対応の状況について（交通安全施設） 交通安全施設に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件が長期間未実施とならないように、予算の配分状況を再検討する必要がある。また、未実施となっている原因を分析するとともに実施にあたっての優先順位をつけ、対応することが望まれる。</p>	対応済	<p>当事務所に寄せられた要望のうち、緊急性が高いものや安全安心に関わる案件を優先して処理した上で、その他については限られた予算の中で各自治会単位での整備調整や地域間のバランス等を考慮して実施している。 今後は、受付時において案件を精査するとともに、未実施の案件については、長期間未実施とならないように再度自治会と費用対効果を検証しながら、整備範囲の縮小や内容変更についての協議を行うことで、課題を解消する。</p>	R2.5.15
37	北部道路事務所	<p>要望書への対応の状況について（道路保全） 道路保全に係る修繕及び整備について要望書が提出された案件で長期間未実施となっているものが多くある。交通安全施設と同様の原因分析や優先順位付けの改善が必要なことはもちろん、予算配分の抜本的な見直しや要望の受付体制の改善が早急に必要である。</p>	対応済	<p>道路保全に係る修繕及び整備において当事務所に寄せられた要望のうち長期間未実施のものが多く点について、緊急性が高いものや安全安心に関わる案件を優先して処理した上で、その他については限られた予算の中で各自治会単位での整備調整や地域間のバランス等を考慮した結果として、長期間未実施となっている要望が生じていると分析している。 これらの改善策については、受付時の案件精査や優先順位づけの改善、要望に応じた予算配分見直し等を検討するとともに、長期間未実施の要望については再度自治会と費用対効果を検証しながら、整備範囲の縮小や内容変更についての協議を行うことで、課題を解消する。</p>	R2.5.15
38	北部道路事務所	<p>中古カーブミラー等の保管について 野晒し状態で放置されている中古カーブミラーの管理状況を改善し、応急処置の部材として利用可能な状態を維持することが望まれる。</p>	対応済	<p>指摘の中古カーブミラーの管理については、当資材置き場に設置しているプレハブ倉庫で保管するよう改めた。</p>	R2.5.15

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
39	北部道路事務所	要望書の提出がない場合の対応の決定について	対応済	指摘の警察からの要請による交通安全施設の改善要望については、書類での提出がなされていなかったため、所属長の決裁等が書類上確認できない状況であった。警察からの要望であっても、自治会と立会し施工することとなるため、今後は自治会に要望書の提出を依頼し、意思決定の過程が明確となるよう事務処理を進める。	R2.5.15
		警察からの要請による交通安全施設の改善案件について、所長の決裁までに至る意思決定過程が確認できなかった。要望元が自治会ではない場合であっても、要請に対応する意思決定の過程が明確になるよう書面を作成するなど代替した手続を行うことが望まれる。			
40	北部道路事務所	道路パトロールについて（パトロール日報について）	対応済	令和2年度からパトロールを行った車両ごとに、日誌を作成し報告することとした。	R2.5.15
		パトロール車以外の車両によるパトロールについても、パトロール報告書を作成することが望まれる。			
41	北部道路事務所	道路パトロールについて（道路パトロール実施の網羅性の確保について）	対応済	通常パトロールにより点検したコースを白地図に記録することで、パトロール漏れの防止と、翌日のパトロール計画の参考とすることとした。	R2.5.15
		網羅的に道路パトロールが実施できているかどうか確認できるような事務処理の方法を構築することが望まれる。			
42	北部道路事務所	賃借しているデジタル複合機付属のPCについて	対応済	当該複合機賃貸借契約において、仕様書では付属PCを用いたスタンドアロンでの運用を想定していたが、付属PCを必要としないネットワーク接続の可否の検討が不十分であった。今後は同様の賃貸借契約事務において、仕様等を慎重に検討する。 なお、当該PCについては、現在維持補修担当現場班において、日報作成等で有効に活用している。	R2.5.15
		デジタル複合機及びPCの賃貸借契約締結後、遊休状態となっているPCについては、契約時の必要性の検討が不十分であった。今後は慎重な検討が必要である。また当該PCについて遊休状態にしておくのではなく、有効利用をすることが望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
43	北部道路事務所	ドライブレコーダーの管理について	対応済	当該ドライブレコーダーについては、現在は管理台帳を作成し異動状況を把握できるよう管理している。今後は個別に取得するケース以外の原因で取得する備品に類する物品について、相応の市場価値があるものについては備品に準じて適正に管理する。	R2.5.15
		車両廃棄の際に取外されるドライブレコーダーについては、個別に備品台帳に登録されない簿外資産となる可能性が高い。市場価値のある物品であると思われるので、その取扱い方法について検討し、個々のドライブレコーダーの異動状況を把握するなど管理体制の構築を検討することが望まれる。			
44	北部道路事務所	公益社団法人姫路市シルバー人材センターへの業務委託について	対応済	今後は、発注に際し適正な作業量の算出に努め、実際の支払いに過不足が生じないよう委託料の積算を行う。	R2.5.15
		清掃業務の委託について、平成30年度の契約委託料ではシルバー人材センターの会員への支払を賄えない「持ち出し」となっている。過去の支払い実績等を検証し、適正な委託料になるよう予算の見積を検討することが望まれる。			
45	北部道路事務所	舗装工事の下請けについて	対応済	工事の実態把握は、現状として元請業者から提出された施工体系図及び施工体制台帳を確認する作業を行っている。今後、下請・再下請の内容についても注意を払い、疑義がある場合、契約業者と協議するなど適切に対応する。	R2.5.15
		工事の監督に際して、工事の実態の把握に努めるとともに、契約の相手方である元請業者及び下請業者・再下請業者の管理に注意を払うことが望まれる。			

令和元年度 包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		建設局道路管理部における財務事務等の執行について			
No	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告 (通知)日
46	北部道路事務所	北部道路事務所の予算管理・再配当	対応予定	北部道路事務所は道路管理課ほか3課より再配当を受け予算執行しているが、これは当事務所に限らず、姫路市においては原則として出先機関には個々に予算配当されず、本庁主管課に一括配当されたうえで、当該主管課から各出先機関において一部の権限が委譲され予算執行することになっている。 執行の即時性や、変更・流用対応時の事務の煩雑さなどについて、今後、より効率的で適切な事務処理への移行の検討を進める。	R2.5.15
		北部道路事務所の予算執行のプロセスについて、メリット（本庁の各課と北部道路事務所の一体管理）とデメリット（各課及び北部道路事務所の予算執行事務処理の煩雑性）を比較衡量し、長期的な課題として検討することが望まれる。			
47	北部道路事務所	予算の事業区分について（業務・工事の実態と予算の事業区分の乖離について）	対応済	令和3年度から実態に即し、事業名を変更した。	R3.11.12
		業務又は工事の実態と予算の事業区分が乖離しており、予算の内容として、支出の目的が住民にも明瞭に理解されうるような形式になっていないことから、予算の事業区分を業務や工事の実態に即したものとすることが望まれる。			
48	北部道路事務所	予算の事業区分について（予算の事業区分の名称について）	対応済	令和3年度から実態に即し、事業名を変更した。	R3.11.12
		現状の予算の事業区分の名称は事業の実態に即しておらず、予算の明確性の観点から問題がないともいえないので、現在行われている事業の実態に即した見直しを検討することが望まれる。			